

法廷ガイド

大陪審制を用いた特設分離法廷（民事）裁判
陪審員候補者の方々へ



陪審員制度による民事裁判@特別設置分離法廷

国民のみなさん、平素よりの司法参加、まことにご苦労様です。

陪審員候補者として、特別設置分離法廷、通称・「特分法廷（とくぶんほうてい）」にお集まりのみなさんに、この制度のあらましを、ご説明します。

● 陪審員制度による民事裁判について

民事裁判では、原告・被告双方が、「陪審員制度で裁判をしたい」と合意した場合に、陪審員制度が用いられます。

陪審院は、300名程度までの陪審員候補者の中から、抽選で、裁判所の職権により決定された人数が選ばれます。

その過半数をもって、原告の勝利か、被告の勝利かが決まります。

● 特別設置分離法廷、通称・特分法廷について

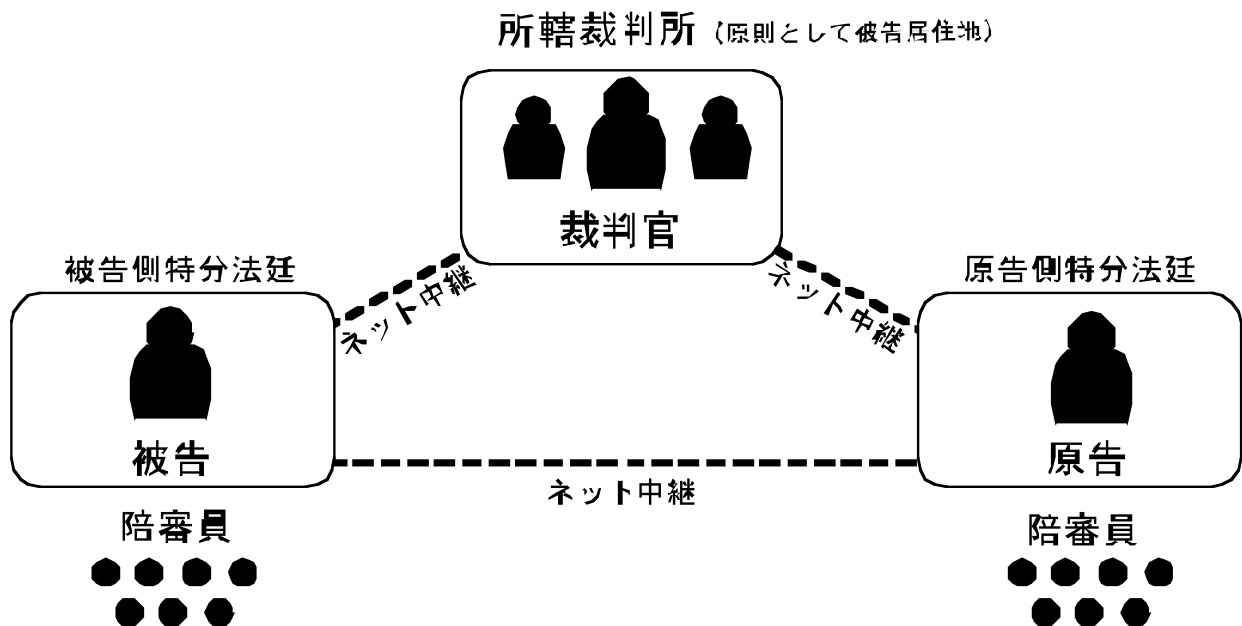
特分法廷は、原告・被告それぞれが、自らの責任において、設置するものです。

設置にかかる費用は、当事者の負担となります。事情により千差万別ですが、その雰囲気は左右されることなく、公正な判断をしなくてはなりません。

なお、特分法廷で、陪審員制度による裁判を行う場合には、それぞれの特分法廷から同数が陪審員として選ばれます。

詳しいことは、それぞれの特分法廷に配置された裁判進行官に、お気軽にお尋ねください。

【解説図】



本日の進行表（民事）

原告の要求内容・主張の陳述（訴状）



被告の答弁・主張の陳述（答弁書）



原告への尋問・・・・・・・・・・・・・・・・



被告への尋問・・・・・・・・ 和解勧告・・



最終弁論



陪審員の選出



投票



結審

和解成立

和解不成立

陪審員宣誓文

私たち、陪審員候補者は、
陪審員に選出された際には良心に従い、
公平な判断をすることを誓います。

陪審員法（民事）

（「陪審員制度を用いた民事裁判に関する法律」より抜粋）

＝陪審員制度を用いた民事裁判の適用の制限＝

- ◆陪審員制度を用いた民事裁判は、第一審に限る。（第15条の1）
- ◆前項の規定に関わらず、第一審が簡易裁判所にて行われた場合、控訴審において陪審員制度を用いることができる。（第15条の2）
- ◆前項までの規定に関わらず、最高裁判所が特に必要と認めた場合、陪審員制度を用いることができる。（第15条の3）

＝陪審員候補者の員数の割当て及び通知＝

- ◆地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な陪審員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。（第20条の1）
- ◆前項の陪審員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。（第20条の2）

＝陪審員認定、確認＝

- ◆地方裁判所は、前条の規定により陪審員候補者予定者名簿の送付を受けたときは、これに基づき、最高裁判所規則で定めるところにより、陪審員候補者の氏名、住所及び生年月日を確認をしなければならない。（第23条）

＝宣誓等＝

- ◆裁判長（もしくは裁判進行官）は、陪審員及び陪審員候補者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、陪審員及び陪審員候補者の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。（第39条の1）
- ◆陪審員及び陪審員候補者は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。（第39条の2）

＝開廷の要件＝

- ◆陪審員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日においては、公判廷は、裁判官、陪審員及び裁判進行官が出席して開く。（第50条）

＝開廷中＝

- ◆陪審員は、開廷中または結審するまでの期間、外部との接触、判決に関わる相談をしてはならない。また、機器を用いた記録を行ってはならない。（第52条の1）
- ◆前項の規定により、外部との接触及び記録を行なう機器（携帯電話、パソコン、スライダ等）の使用は禁止する。（第52条の2）

＝評決＝

- ◆陪審員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定にかかわらず構成裁判官及び陪審員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。（第69条）
- ◆陪審員の関与する判断は、原告勝訴とするか被告勝訴とするかという二者択一に限られる。勝訴した側の権利をどこまで認めるか（慰謝料、損害賠償の額面等）については、裁判官が判断する。（第71条）